

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成23年6月21日(火) 午前10時00分～午前10時32分  
会場 委員会室

### 1. 出席者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、  
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 10 番 鈴木勝彦、  
11 番 鷺見宗重、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、  
12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、 14 番 内藤皓嗣、  
15 番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、教育長、危機管理GL、  
地域協働部長、地域政策GL、財務評価GL、  
福祉部長、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、  
保健福祉G主幹、  
こども未来部長、こども育成GL、こども育成G主幹、  
文化スポーツGL、文化スポーツG主幹、  
学校経営GL、学校経営G主幹

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第 47 号 平成 23 年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回）
- (2) 請願第 2 号 介護保険制度の改善を求める請願
- (3) 陳情第 5 号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情
- (4) 陳情第 7 号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る 6 月 16 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案 1 件並びに請願 1 件及び陳情 2 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長からご指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の北川広人委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（地域協働部） 特にございません。

### 《質 疑》

（１）議案第４７号 平成２３年度高浜市一般会計補正予算（第２回）

問（７） ページ数でいくと２１ページですね。この２４時間対応定期巡回随時対応サービス事業この内容についてですけど、確認という感じなんですけど、この訪問サービスでのですね、市内事業所の数というんですか、ある程度予定されている数、それから、あとこの事業費が１，４３９万７，０００円いうことで、訪問事業所へ委託になってますけど、そのある程度の内訳ですね、事業内訳、それから、続いて、これはあくまでもモデル事業ですので、検証後にですね、実施となった場合ですね、この対象者にですね、必要とするサービスが市内としてできるものかどうか、それからもう一つ、それができたことによってヘルパーの人数の対応としてはどうかということ、その４点お願いいたします。

答（介護保険） まず、訪問介護、ヘルパーの委託先でございしますが、現行のところ社会福祉協議会のほうへ委託を考えてございします。それで、委託料の内訳でございしますが、現行６名ほどの方が一日頻回のサービスを使ってみえるということで、６名とプラスアルファで１０人の希望を見込んで申請をださせていただいておまして、その中で訪問介護事業所の定期巡回といたしまして、１，２９６万７，０００円。随時訪問といたしまして、５７万２，０００円。あわせまして、１，３５４万円を訪問介護のほうへという積算をしております。また、訪問看護の随時サービスにつきましては、４０万４，０００円でございます。あと、オペレーターシステムで１３万１，０００円の委託料の積算をしております。ですが、これはあくまでも想定として、この予算をしておりますので、御本人さんの利用状況により、若干変動してまいるかと思ひます。次に市内でこのサービスが提供された際にサービス提供が円滑になされるかどうか

かという点でございますが、このサービスにおきましては、現行、社会福祉協議会のほうが24時間対応のホームヘルプサービスを行っております。それで、このサービスは制度的には全く新しいサービスでございますが、現行のサービス、例えば20分未満の訪問が行えないとか、そういった現行のサービスの再構築をするということですので、これがために人が増員が必要だとかそういった認識はいたしておりません。以上です。

問（7） ヘルパーの数的には今のところ足りているということですか。

答（介護保険） はい。現行、社協とも調整さしていただいておりますが、現行の人数の中でやっていけるということは、社協の局長なりその社協のヘルパーから聞き及んでおります。

問（1） 同じく、24時間対応巡回随時対応サービス事業についてお伺いをしますが、この事業実施主体となる市町村は検討委員会を設けなければならないということになっていると思いますが、その準備はできていますでしょうか。

答（介護保険） はい。検討委員会といたしまして、今のところ事務局サイドで考えておりますのは、まず、学識経験者1名、それとサービス提供事業者、ケアマネとかヘルパーとか訪問介護の事業者、またオペレーター、それと御利用者の利用してみえる対象者の御本人なり家族というふうで想定してございます。

問（16） 今の21ページですけれども、衛生費の中の老人成人保健事業、これが健康診査委託料として252万3,000円ということで、全体では373万2,000円補正がされておりますけれども、どれくらいの件数を想定して予算組まれたの、補正が組まれたのかということと、この実績についてちょっとお伺いしたいと思います。

答（保健福祉） こちらの方につきましては、今まで女性特有のがんということで乳がん、子宮がんのがん検診事業を実施しておりました。今回新たに大腸がん検診ということで同じように無料券と健康手帳をお送りしまして、がんの早期発見と受診拡大を図るというものです。対象者につきましては、節目検診として実施をしまして、40から60までの5歳刻みの世代ということで実施していきます。対象者2,850人を予想しております、受診率20%を想

定しております。以上です。

問（１６） 受診率２０％というのは、これ向上されたのかどうなのか、アップしたのかどうかということもお伺いします。

答（保健福祉） この２０％という数字は、これまでも２年間で、子宮がん、乳がん検診を実施しております。こちらのほうの数字が実績として概ね２０％ということでありまして、今回のこの無料券の事業として実施する事業も同様に２０％を予算計上させていただいております。

問（７） 同じくページ２１ページのですね、防災活動事業の中の木造住宅耐震改修補助金並びに補強計画補助金の部分です、今回この１，４００万、この補正予算これは緊急支援事業での一律３０万円を上乗せですか、上乗せた補助対象したものということですか、それと、また、今回何件分で、今後ですね、このような上乗せがあるものなのかということですね。

答（危機管理） 今回増額のほうで、補正でださせていただいておるものにつきましては、県の補助の増額という形になりますので、従来、県費補助は６０万円という形で住宅耐震改修補助のほうがございましたが、ただ今県議会のほうで上程されております分につきましては、３０万円上乗せという形で今追加上乗せの補助対象という形になっております。緊急対応の国の分と同等の扱いという形になっておりますが、今まだ審議中ですので、補助要綱等につきましては、まだ詳細がでておりませんが、対象といたしましては、国庫補助の緊急対応分と同等の扱いとさせていただく形で考えております。また、件数につきましては、一般世帯用が５件とあと高齢者障がい者世帯の方が５件ということで、今回は１０件分の増額補正を行わせていただいております。以上です。

問（９） それでは、２１ページのですね、２４時間対応定期巡回のことについて伺いますけども、総括とそれから今もいろいろと質問がでてましたけども、この在宅の重度対応の短時間型という、このタイプのものは、そもそも高浜市にとってどれほど必要性のあるサービスになり得るのかなというところをどうとらえているみえるか、まずお聞かせください。

答（介護保険） モデル事業実施の必要性でございますが、本年３月にですね、介護保険サービス事業所の御協力のもと、市内事業所に勤務しております介護

支援専門員の方、23名全員にアンケート調査を実施いたしました。この調査に、24時間対応型定期巡回随時対応の調査項目を掲げまして、介護保険の制度の要と位置してます、介護支援専門員から8割弱の方から早急に事業展開が必要、今後5年以内に事業展開が必要、との回答がございました。また市といたしましても単身の方や高齢者のみ世帯が今後ますます増加する中、在宅において施設並みのサービスの提供を受けることができる当サービスの必要性を痛感しておりまして、今回モデル事業の申請を行ったところでございます。

問(9) はい。わかりました。特にですね、高浜の場合は、施設入所者の比率も非常に僕は高いと思うんですよね。高齢化率から逆算しても。これはどこに背景があるかという、今現在どうかわかりませんが、ついこないだまでは、第2次産業就業率が日本一高いと、俗にいう共働き世帯が多いから昼間独居になってしまう家庭も多々あると思うんですよね。そうすると、僕はこれ、国の検証事業ですから、これはこれでいいと思うんですけども、あくまでその検証の中で国にどう問題提起をしていくかということも大事だと思うんですよ。ですから、そういう点で考えると検証段階の中で、現状独居の方ではなくて、例えば、昼間独居になり得る方、あるいは独身の息子さんが親を面倒みていて、その方が夜勤のときは独居ですよね。そういう方々っていうのは、外れてしまうんですよね、こういうサービスからは。ですから、そういう部分というのは、高浜ならではのところで、検証の中に入れ込んでおくことができるんじゃないかなという気がするんですけども、当然、これ来年度から実施に向けて進めていかれると思いますので、その時にはですね、ぜひそういう部分も入れていったらどうかなと思っているんですけども、そのへんのところはお考えのほう、どうでしょうか。

答(介護保険) はい。おっしゃるとおり、日中独居の方、息子さんが働いてみえて、日中独居の方でそういった方々におきましてもですね、頻回の訪問サービス等を受けてみえて、一時間おきとかニーズによってそういった一時間おきとかそういった方々においても、サービスの対象者になってこようかと思えます。それで国におきましては、10万人規模という想定をしてございますが、高浜市の場合4万5,000人ということで、若干、事業規模からは小さいと

いう部分がございますが、小さい市なりにやっていける方法を検証して、その内容につきまして、国に御報告させていただきたいと思っております。これ、先ほど申し上げましたように、重度の介護者の方が在宅におきましても施設並みのきめ細やかなサービスが受けられるということが狙いでございまして、今後単身の御高齢者だとか夫婦のみ御高齢者がふえていく中で高浜市として新しいサービスの一つとしてとらえてございます。以上です。

問（９） はい。ぜひそういうような部分まで広げた目線で、高浜市ならではの検証結果というものに結びつけていただきたいと思います。それと、今回はこのモデル事業ということで社会福祉協議会のほうに委託ということで伺ってましますけども、将来的にこれを市内の例えば民間事業者等、そういうところに例えばサービス提供をですね、だしていく可能性というのは、僕はあるんではないかなと思うんですけども、そこのところどうでしょうか。

答（介護保険） はい。社協以外の事業所が手を上げた場合、どうであろうかという部分でございますが、現在国におきましては、当サービスは市町村指定の地域密着型サービスとして位置づけて検討が進められております。地域密着サービスというのは、御承知のように、保険者である市が指定、指導、監督の権限を有してございまして、当サービスが来年度介護保険制度に位置づけられ、社協以外の事業所が事業所申請があった場合、例えば人員規模だとか、施設基準等国に定められた基準によりまして、事業所指定を行ってまいることになってこようかと思っております。事業所の責務といたしまして事業所は設備、運用基準に従い、要介護者の心身の状況に応じて適切にサービスを提供し、自らサービスの評価を行う等、常にサービスを受ける立場に立ってサービスを提供しなければならないということになっております。また、サービス提供後におきましては、仮に社協がそういったサービスを提供することになっても、また民間の方がそういったサービスを提供することになっても、サービス提供後は保険者といたしまして、その点本人さんのニーズにあったサービス提供がなされておるかどうかという部分を踏まえて、監視だとか指導等行っていくことになろうかと思っております。

問（９） わかりました。これもお願いの一つなんですけども、今いったよう

に、これが介護サービスの中に取り入れられるというような可能性があるものであれば、やっぱり検証結果をしっかりと民間事業者の方々にもきちんと情報提供してあげて、よりよい形で提供していただけたところがあれば、それは、利用者あるいは家族いろんな方々の利となるわけですので、ぜひそのところをお願いしたいなというふうに思います。そもそも高浜の介護保険の考え方というのはサービスの積み上げですよ、積み上げで様々なメニューを引っ張り出せるよという話の中から介護保険料も決められておるといふ経緯が僕はあると思っています。ですから、そういう中でいうと、決算委員会的时候に毎回達成率が100%近い目標達成されているじゃないですか。それを中身が変わったからそれがもっと上がるとか、そういうスタイルというのを当然もっていかなくちゃならないと思いますんで、せつかく国に情報をだすという意味よりも自分たちによりよい情報にさせていただくような検証をやっていかないと、お金がかかってないからってという問題じゃないと思うんですよ。ぜひそれをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

## (2) 請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願

意(7) この介護保険制度の改善を求める請願についてですが、今までですね、今ちょっと北川議員が一部言われた部分もあるんですけど、今まで市政クラブとしてですね、決算委員会等で介護保険事業計画に対する達成率を当局に質問した場合ですね、いずれの年度も100%近い達成率との回答を得ておりですね、介護給付の見込みは決して誤っているものとは考えていません。またですね、今後、高齢化の一層の進展によりですね、介護給付増による介護保険料の自然増も必至であり、また、第5期介護保険料の上昇も避けられない中ですね、現在国が示している上昇緩和策については都道府県に設置されている財政安定化基金の余裕分の取り崩しや、また介護給付費準備基金の取り崩しが既に示されておるなど既に介護保険制度の枠組みの中で対応が講じられており、この請願には反対するものであります。以上です。

意(11) 私は、請願第2号に賛成立場から発言します。県下一高い介護保険料に苦しんでいるのは市民の声で、こうした署名での形で表れています。介

介護保険、介護施設についても100人待ちと聞いています。年金も減らされている状況で、その上、少ない年金から天引きされては生活に困るのではないのでしょうか。弱者に目をあてることこそ市の行政だと考えます。介護給付準備金があります。これを取り崩すことで保険料を下げるができますし、上乗せ横出しサービスについては、福祉施設でやれば実現ができます。高浜市だけ頑なに負担を市民に強いるのは問題であります。こうした、介護保険に対する市民の声として1,094人の人が賛同して署名していることを考えてください。1,094人の気持ちもくんでいただきたいと思います、介護保険制度の改善を求める請願に賛成をいたします。

意（16） 介護保険制度は2000年の4月からスタートしまして、急速な高齢化が進む中、サービスの利用も年々増加しております。で、こういった中で給付金の、給付費の増加、介護保険の上昇、このようなこと今後も社会保険として継続していく上で厳しい一面も抱えておくことも事実でございます。このような中、第3期介護保険制度改正時には住民税非課税世帯の合計額と課税年金収入額の合計額80万円以下の介護保険料引き下げをしておりますし、また、第4期介護保険制度改正時にも所得のきめ細かい段階設定を行うなど低所得者の負担軽減にも取り組みがなされております。このようなことから、国も低所得者への軽減については取り組みをしておる。このようなことから、この請願には反対とさせていただきます。

意（1） この請願に反対の立場で意見を述べさせていただきます。反対の理由ですが、お客様へのサービスには、二通りあると思います。一つは、ディスカウント、安くしたり金券配布、つまり助成をすることだと思います。もう一つは、商品をお客様から絶対的な信頼を得る内容のものにする。言い換えれば、品質重視です。どちらをお客様に提供するか。どちらがお客様にとって喜ばれるか。この請願は、品質重視の上に更にディスカウントもしてくださいということなので、よって、少し無理があるんじゃないかなという考えで反対いたします。

（3）陳情第5号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を

## 求める陳情

意（11） 陳情第5号に賛成の立場で発言します。高浜市においては、市立病院を刈谷豊田総合病院に譲渡して運営されていますが、今年度まで通算で10億円以上の予算がくまれています。それにもかかわらず、救急医療受け入れしない、夜間受付もしない、地域医療の充実という観点からみても、ほど遠いものになっています。憲法9条を擁護し、平和に向けた施策については、高浜市は、自衛隊体験活動を行われています。市民サービスの民営化や民間委託によって儲けを優先されては困ります。儲からなければやめてしまうことも考えられます。即サービス低下につながります。また、憲法擁護平和施策の充実という観点では、日本共産党として、共感できるものです。憲法9条は、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発想たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄すると規定しています。高浜市においても、平和に向けた施策に取り組む必要があり、職場体験については、自衛隊体験活動をおこなわないよう要望して、賛成の討論とさせていただきます。

意（1） この陳情に反対の立場で意見を述べさせていただきます。この陳情では東日本大震災をふまえ、防災計画を見直してください、との部分は意見を同じくしますが、しかし、憲法9条、擁護してくださいともあります。私は、9条の精神は必要という考えですが、その上で、自衛隊の位置づけ、活動範囲を考えるべきという立場ですので、この陳情には、賛成できません。

意（16） この陳情の中身をみさせていただきますと、1番の1、民営化民間委託は行わないでください、既に実施されている民間委託等については、住民サービス向上のために直営に戻すことを検討してください、とありますけども、高浜市の場合、これ全て直営に戻したらどのような状況になるのでしょうか。民間の能力を活用して、サービスを低下させない限られた財源で最大の効果をだしていく、こういった持続可能な自治体運営を今まさに高浜市が目指していると思っております。このことから、この陳情には反対でございます。

意（4） はい。私も反対の陳情第5号の陳情書の、特に今16番の小野田議員がおっしゃったように、民営化民間委託等行わないでください、この一点に

おいてもですね、反対の意見を述べたいと思います。やはり、財政逼迫の折にですね、民営化民間委託を行わないで、このままの状態をやっていくということであればですね、ますます高浜市の財政が逼迫してくるかと思います。やはり、民間の方ですね、力をかりて効率的効果的に実施できるように民間との連携をより深めることによってですね、よりよい住民サービス住民ニーズに対してのサービスが提供できると思いますので、私は民営化民間委託等行わないでくださいということに対しては、反対意見です。

(4) 陳情第7号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情

意(9) はい。本陳情に対しては、趣旨採択という考えで意見を述べさせていただきます。本年行われる平成24年度の使用の中学校教科書採択にあたっては、教育基本法の目的、目標や学校教育法の義務教育の目的、及び学習指導要領の目標を達成できるように各教科書の内容を調査研究するとありますけども、これは当然であります。そしてこれらの中から、高浜市教育委員会にあっては高浜市の小中学生にとって、地域の教育課程や自然、文化、産業、歴史等をふまえて、最も適する教科書を調査研究のうえ、採択することが重要であることを十分に認識して、採択業務を進めていると聞いております。陳情の趣旨は理解するものでありますけども、この陳情に対する対応は、適正に行われていることから、趣旨採択とさせていただきたいと思います。

意(1) 教育基本法第16条第1項に教育は不当な支配に服することなく、とあります。私はこのことから、教育に対して政治が簡単に口を出してはいけないと思います。しかし、内容は十分理解できますので、私の意見も趣旨採択とさせていただきます。

意(11) そもそもこのことで、あの失礼ですけども、教科書はどのように選定されるのかちょっとお答えいただきたいんですけども。教育長お願いします。失礼しました。教育委員会は独立した機関と承知していますが、個人で教育委員会に意見をいえばよいと思います。よって、この陳情には賛成できません。

意（１６） 教育委員会の権限に基づきまして、しっかりと調査研究のうえ教科書の採択がされているとっております。従いまして、意見書の提出する必要がないと思っておりますので、以上のことから、この陳情には反対とさせていただきます。

《採 決》

（１）議案第４７号 平成２３年度高浜市一般会計補正予算（第２回）

挙手全員により原案可決

（２）請願第２号 介護保険制度の改善を求める請願

挙手少数により不採択

（３）陳情第５号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情

挙手少数により不採択

（４）陳情第７号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件についてお諮りいたします。１つ、危機管理について、１つ、福祉行政について、１つ、教育行政について、以上３件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもって当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長にご一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 ご異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時32分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長